

令和6年度 被扶養者実態調査に必要な証明書類一覧

※各証明書類について、補足説明を以下に記載しています。

職業等/状況	証明書類
無職（無収入）	なし
パート・アルバイト等（短時間労働者）	<p>直近3カ月分の給与明細（例：令和6年7～9月、6～8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給年月／被扶養者氏名（フルネーム）／給与支払者名（勤務先名）の記載が必須となります。上記の記載がない場合は、以下の対応をお願いいたします。 <p>＜紙の給与明細＞</p> <p>明細の裏面や明細が入っていた封筒に上記の項目が記載されていればその面をアップロードしてください。なければ、お勤め先の勤労ご担当者様に上記項目を給与明細書へ記述いただきアップロードしてください。</p> <p>＜WEBの給与明細＞</p> <p>WEB明細上のログイン画面やホームなどに上記の項目の記載があれば、その箇所を別途アップロードしてください。なければ、源泉徴収票をアップロードしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無給で提出できない等の理由があり、連続した直近3カ月分の給与明細書が揃わない場合は、給与が支給された提出が可能な給与明細書3カ月分をアップロードしてください。また、提出できない理由を回答調査システム内にある【連絡欄】にご記入ください。 ・ 給与明細を紛失した場合は、給与支払い証明書をお勤め先に発行いただき、アップロードしてください。 ・ 人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により扶養認定の収入基準を超過してしまった場合は、併せて「事業主の証明書」をご提出ください。 <p>※直近3カ月分給与明細について、事業主に証明をご依頼ください。また、場合によっては、追加で書類をご提出いただくこともあります。</p>
学生 ① (大学院、大学、短大、高専、高校・海外留学・予備校、専門学校昼間部等)	<p>【同居】 なし</p> <p>【別居】 有効期限のある学生証（両面）または在学証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生証に有効期限の記載がない場合、発行日（開始日・就業日）が記載された面をアップロードしてください。有効期限も発行日記載もない場合は、在学証明書を取得しアップロードしてください。 ・ 学生証などが外国語記載の場合、翻訳をアップロードしてください。
学生 ② (定時制・通信教育・専門学校夜間部等)	<p>【収入がない場合】 なし</p> <p>【収入がある場合】 直近3カ月分の給与明細（例：令和6年7～9月、6～8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は上記「パートアルバイト等の短時間労働者」の証明書類欄をご確認ください。

職業等/状況	証明書類
自営業者 (営業/事業/農業/貸家/駐車場経営/不動産等)	<p>令和5年分確定申告書一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一表、第二表、青色申告決算書 (または収支内訳書) をアップロードしてください。 <p><紙の場合> 税務署の收受日付印の押印があるものをご提出ください。</p> <p><e-Taxの場合> 申告書上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が印字されている申告書類一式をアップロードしてください。申告書上部に印字がない場合は、受信通知(※)をアップロードしてください。 ※受信通知：申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール</p> <p><確定申告をしていない場合> 確定申告をしていない場合は、回答調査システム内にある【連絡欄】へ「確定申告をしていない」旨とその理由を記載してください。 ※事業を始めたばかりの場合は、開業届をアップロードしてください。</p>
令和5年分の確定申告を提出した	<p>令和5年分確定申告書一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は上記「自営業者(営業/事業/農業/貸家/駐車場経営/不動産等)」の証明書類欄をご確認ください。 <p>※医療費控除の確定申告は、提出(アップデート)不要です。</p>
株式等収入あり (株式/利子/配当/先物等)	<p>令和5年分確定申告書一式および証券会社が発行している取引明細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引明細は、取引日・金額・被扶養者氏名(フルネーム)が分かる取引明細(令和5年1月～令和5年12月分)をアップロードしてください。 <p>※確定申告をしていない場合は、回答調査システム内にある【連絡欄】へ「確定申告をしていない」旨とその理由を記載してください。</p>
別居をしている (被保険者が単身赴任中、被扶養者が配偶者・学生※の場合は除く) ※定時制・通信教育・専門学校夜間部等は対象	<p>令和6年7月～9月までの送金証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送金証明書は、振込明細(ATMの利用明細票等)または銀行通帳の送金先・送金元・送金日・送金金額がわかるもの ・ 銀行通帳の場合、該当箇所以外は黒塗りなどをしていただいても問題ありません。
年金受給者 (国民年金、厚生年金、企業年金、老齢年金、遺族年金、障害年金、共済年金、個人年金等)	<p>【国民・厚生・老齢・遺族・障害・共済等公的年金受給の方】 なし</p> <p>【企業・個人等私的年金受給の方】 直近の年金振込通知書または年金額改定通知書</p>
対象者が海外赴任に帯同や海外留学により令和6年1月1日時点で海外居住	なし
雇用保険、傷病手当金等の給付金を受給中	なし <ul style="list-style-type: none"> ・ 削除手続きされていない場合は、すみやかに被扶養者(異動)届<削除>をお勤め先の健康保険窓口(KHIは給与センター)へご提出ください。